

会員各位

2002年10月17日

法文化学会第五回研究大会のお知らせ

拝啓

秋冷の候、会員の皆様には、益々ご活躍のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりお知らせ致していた法文化学会第五回研究大会を、下記の要領で開催致しますので、奮ってご参加のほどご案内申し上げます。

敬具

法文化学会理事長

森 征一

記

日 時：2002年11月16日（土）

10:00 受付開始

10:30 研究報告開始

17:30 懇親会

場 所：慶應義塾大学三田キャンパス内研究室棟A・B会議室
（港区三田2-15-45・同封の地図をご参照下さい）

テーマ：租税としての法文化

参加費：1000円（懇親会費：5000円）

※ 同封の用紙にてご出欠の程を、慶應義塾大学法学部岩谷十郎までFAXにてお知らせ下さい。
FAX番号は03-5427-1578です。

※第5回研究大会、法文化学会へのお問い合わせは、以下の所までお願いします。

〒108-8345 港区三田2-15-45

慶應義塾大学法学部内 法文化学会事務局（岩谷研究室気付）

Tel 大学代表 03-3453-4511/Fax03-5427-1578 / 岩谷研究室直通Tel 03-5427-1390

法文化学会第五回研究大会報告者・報告題（報告順）

午前10時30分 王雲海（一橋大学法学研究科助教授）
現代中国における租税文化と租税犯罪

午前11時30分 総会

——昼食——

午後1時30分 吉村典久（慶応義塾大学法学部助教授）
家族課税のあり方 — 所得税法における課税単位をめぐって

午後2時30分 鈴木直志（桐蔭横浜大学法学部助教授）
『戦争が戦争を養う』—軍税と近世ヨーロッパ

午後3時30分～4時00分 休憩

午後4時00分 佐々木有司（日本大学法学部教授）
ディエゴ・デ・コバルビアス—ヨーロッパ法史における一六世紀スペイン法学—

午後5時00分 閉会

午後5時30分 懇親会（於・ザ・カフェテリア）

法文化学会第五回研究報告要旨

現代中国における租税文化と租税犯罪

王雲海（一橋大学）

今の中国は共産党革命の成功により成立された政権である。その革命は搾取制度を無くすことを目的としていた。そのなかで、租税は搾取の道具として認識され、その「反動性」が革命を正当化する根拠でもあった。革命成功直後から、租税の搾取性が絶えず強調され、租税制度そのものがすべて廃止された。そのかわりに、いわゆる「利潤制」が実施された。この過程を通じて、中国では、「反租税」あるいは「租税不道徳」とも言うべき文化ができた。

しかし、1980年代から「改革開放」政策の実施により、政権自身は租税制度の必要性を誰よりも先に認識し、1986年から租税制度の全面的導入を開始した。刑事法領域でも、租税制度を保護するための「犯罪化」が進められた。ところが、政権側の思惑とは違って、社会全体は依然として「反租税」あるいは「租税不道徳」という文化状態にあり、租税制度に対する信頼が薄く、脱税などの犯罪行為が極めて多く発生している。

多発している租税犯罪に対して、政権側は刑罰ばかりに頼る方法を取っており、租税犯罪に対する厳罰傾向が目立っている。結果として、租税犯罪の多発とそれに対する厳罰という悪循環が生じている。こういう状況から抜け出すためには、正しい租税文化を育成することがまず必要である。

家族課税のあり方 — 所得税法における課税単位をめぐって

吉村典久（慶応義塾大学）

租税法において家族をどのように位置づけるかは租税法学の重要な課題の一つである。特に所得税法上の課税単位に関する議論は、各国において、法学的観点のみならず、政治学的及び経済学的観点からも非常に活発になされており、それらの見解には共通した論点も見受けられる。ところが、各国の現行税制における課税単位は、日本の個人単位主義から、米独の夫婦単位合算均等分割方式（二分二乗方式）、仏の家族単位主義まで様々である。本報告では、各国における所得税法上の課税単位に関する制度及び論議を比較検討した上で、日本における望ましい課税単位のあり方につき立論することにした。

『戦争が戦争を養う』—軍税と近世ヨーロッパ

鈴木直志（桐蔭横浜大学）

戦時に軍隊によって課される軍税は、軍の駐留地の住民という特別な人々によって担われる臨時税であるから、租税全般の中では特殊なものに属するかもしれない。だが、近世ヨーロッパにおいて軍税は、当時の軍隊や国家、社会に見られる変化や特徴を反映した、きわめて興味深い研究対象である。本報告は、三十年戦争（一六一八年—一四八年）から七年戦争（一七五六年—一六三年）までの軍税の歴史を跡づけることにより、軍隊と国家に見られる近世的特徴を明らかにしようとするものである。

三十年戦争を戦う諸勢力には、高価な傭兵を長期間維持するための財政基盤がまったく欠けていた。ヴァレンシュタインの軍税制度、すなわち「戦争が戦争を養う」の原則のもとで徴収された賦課は、当時の傭兵軍が抱えていたこの根本的な問題を解決する道を拓いた。だが他方でそれは、軍事企業家たちの私腹を大いに潤す蓄財手段でもあった。軍隊の私企業的な性格などに由来するこの軍税の濫用は、絶対主義国家の形成とそれに伴う行政組織の発達によってその後大きく後退したものの、一八世紀においてもなお消滅することはなかった。ヨーロッパ近世における軍隊と国家との独特な関係は、何よりもこの軍税濫用の存続にこそ見いだすことができるのである。

ディエゴ・デ・コバルピアス

— ヨーロッパ法史における一六世紀スペイン法学 —

佐々木有司（日本大学）

ヨーロッパ法史のなかで、中世の普通法*ius commune*（ヨーロッパ共通法としてのローマ法）から一七・一八世紀の自然法＝理性法へと通じる転換の時期である一六世紀の状況は十分に解明されていない。そしてそのことが、ヨーロッパ法史の全体像を描く上で大きなネックとなっている。

従来の見解では、一六世紀は中世以来のイタリアを中心に発達したスコラ的な法学の方法（イタリア的学風*mos italicus*）に、主としてフランスに興隆した人文主義法学の方法（フランス的学風*mos gallicus*）がとって代わった時期とされ、人文主義がヨーロッパ法の発展に決定的な影響を与えたと見てきた。しかしながら、前者はローマ法が現行法としての通用力をもつことを当然の前提として、これを — 普通法として — 当時の現実に適合させるための解釈・適用に従事したのに対し、後者はローマ法の歴史性を認識し、その言語学的・歴史学的研究に主眼を置くものである。ローマ法の歴史的認識がその解釈論的加工の役に立つ面はあるにしても、ほんらい両者ははっきり区別されるのであって、本質的に実用的な法学に人文主義がとって代わることは難しかったはずである。事実、伝統的な方法は根強く存続したことが知られている。

この点で、一六世紀のスペイン法学が伝統的な法学と人文主義の知識を結びつけることによってヨーロッパ法の発展に重要な寄与を果たしたとの近時の指摘は、きわめて注目に値する。しかしその場合、両者の結合はそもそも可能なのか、可能とすればいかなる意味においてか、が問われねばならない。

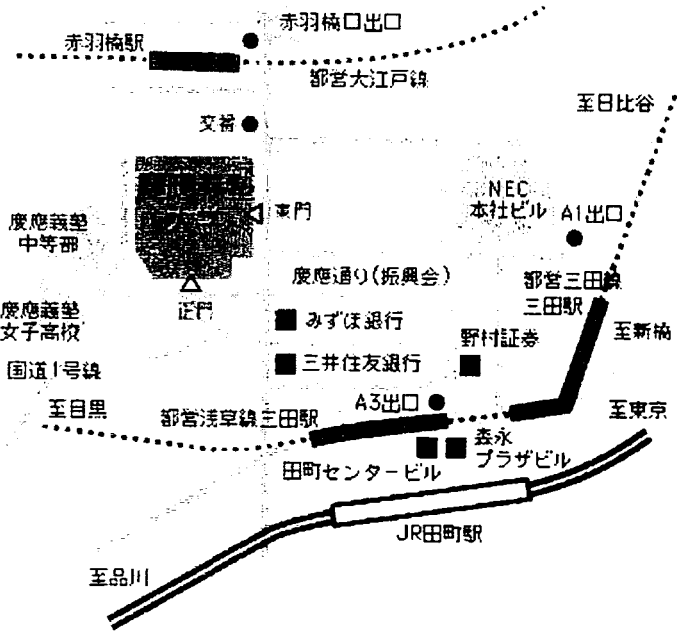
本報告では、こうした問題意識から出発して、一六世紀のスペイン最大の法学者ディエゴ・デ・コバルピアスを取り上げる。コバルピアスの法学はスペインの内外においてほぼ二世紀にわたり絶大な影響力をもったのであり、その全集はヨーロッパ各地で一八世紀半ばまで多くの版を重ね、<スペインのバルトルス>とまで誉められた人物だからである。

三田 MITA CAMPUS

〒108-8345
東京都港区三田2-15-45
TEL. 03-3453-4511(代)

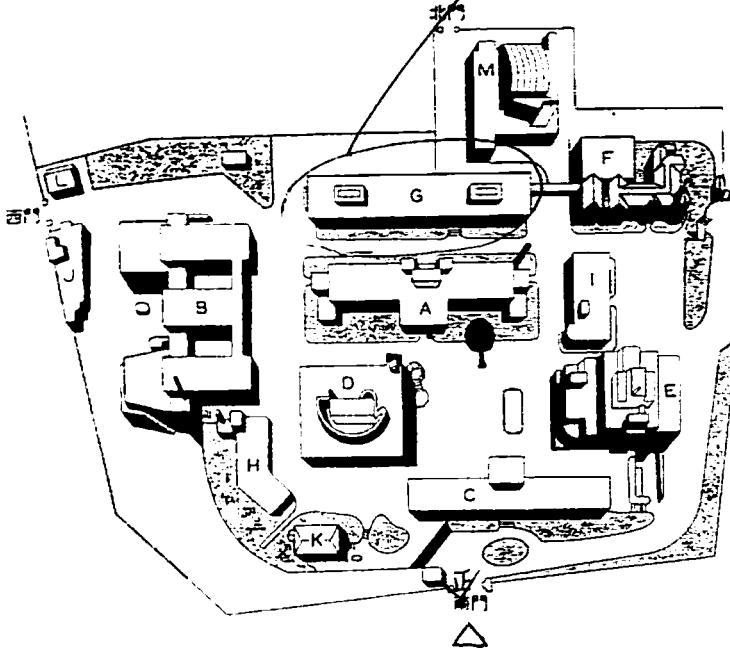
- ・JR山手線、京浜東北線
田町駅下車(徒歩8分)
- ・都営地下鉄浅草線
都営地下鉄三田線
三田駅下車(徒歩7分)
- ・都営地下鉄大江戸線
赤羽橋駅下車(徒歩8分)
- ※東京～田町:約10分
- ※上野～田町:約20分
- ※渋谷～田町:約15分
- ※水道橋～三田:約15分

<CLOSE>



三田キャンパス

会場(1F. A・B会議室)



- A. 第1校舎
- B. 石校舎 (生協食堂・山食・
学生相談室・学生団体ルーム)
- C. 講校舎 (学事センター・
学生総合センター)
- D. 大学院校舎
- E. 図書館
- F. 図書館旧館 (旧図書館)
- G. 研究室棟**
- H. 専攻舎 (国際センター)
- I. 監査局
- J. 購買施設棟 (生協購買部)
- K. 三田演説館
- L. 西館
- M. 北館 (保健管理センター・
ザ・カフェテリア)
- N. 東館

法文化学会第五回大会 出席申込書 (○をおつけ下さい)

慶応義塾大学法学部 岩谷十郎 殿 (法文化学会事務局)

▼ 法文化学会第五回大会 (2002年11月16日(土)) に

- ・ 参加します
- ・ 参加しません

▼ 懇親会に (17:30~) に

- ・ 参加します
- ・ 参加しません

御芳名 : _____

御所属 : _____

御連絡先 : _____

※ この用紙を、慶応義塾大学法学部岩谷十郎 (03-5427-1578) 宛てに、
FAXにてお送り下さい。11月8日までにお返事いただければ幸いです。